

第3回長井市公共施設等整備計画検討委員会次第

平成28年10月26日（水）午後3時15分から
於：タスパークホテル3階「緋」

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協 議

（1）公共施設整備計画（案）について

（2）個別施設計画について

○公共複合施設

○市庁舎

（3）その他

4. その他

5. 閉 会

第3回長井市公共施設等検討委員会出席者名簿

公共施設等整備計画検討委員会委員

	氏名	所属・役職等
委員長	勝見英一朗	学識経験者（長井市振興審議会）
委員	横山 寛道	長井市地区長連合会
委員	樋口 正通	長井市社会福祉協議会
委員	加藤眞佐夫	長井商工会議所
委員	鈴木 英明	学識経験者
委員	加藤 俊昭	学識経験者
委員	梅津 和士	学識経験者
副委員長	菊地 とく	学識経験者
委員	片倉 壽美	中央地区女性の会
委員	村田 裕子	学識経験者

長井市

所属	氏名
長井市長	内谷 重治
長井市副市長	遠藤 健司
総務参事（総括参事）	齋藤 環樹
総合政策課長	竹田 利弘
子育て推進課長	金子 剛
公共施設整備課長	桐生 芳弘
公共施設調整主幹（兼）補佐	蒲生 浩美
公共施設整備課係長	新野 武憲
公共施設整備課専門員	鈴木 一則

長井市公共施設等整備計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 長井市公共施設等整備計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、広く意見を聴くため、長井市公共施設等整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の策定にあたり、それぞれの立場から意見を述べること。
- (2) その他、計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に該当する者の中から市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、公共施設整備課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。